株式会社 主婦の友社
求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止基本方針

1. 基本姿勢

当社は、新卒応募者、中途応募者、障害者採用応募者その他の求職者等の人格と尊厳を尊重し、公正かつ誠実な採用活動を行います。求職者等に対するセクシュアルハラスメントを許さず、安心して求職活動等に参加できる環境を確保するため、本方針を定めます。
当社の役員・従業員その他採用活動に関与する者は、採用上の立場を利用した性的な言動、私的な関係の要求その他求職活動等を阻害する性的な言動を行いません。

2. 対象となる求職者等・求職活動等

本方針における「求職者等」には、当社の求人（新卒採用、中途採用、障害者採用等）に応募する者のほか、会社説明会、職場見学その他の職業の選択に資する活動に参加する者を含みます。

対象となる「求職活動等」には、採用面接（対面・オンライン面談）、会社説明会、書類選考・適性検査・選考課題の提出等に伴うコミュニケーションを含み、電子メール、採用管理システム（ATS）、オンライン面談ツールその他のやり取りも含みます。

3. 求職者等セクシュアルハラスメントの定義

求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは、当社が雇用する労働者（人事担当者、現場面接官、部門責任者・ユニット長、役員・管理職、リクルーター等）による性的な言動により、求職者等による求職活動等が阻害されるものをいいます。異性に対するものに限らず、同性に対するものも対象となり得ます。また、求職者等の性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず該当し得ます。

4. 禁止する言動

- 性的な冗談、からかい、性的な内容の発言又は情報の意図的な流布
- 採用活動上必要のない身体接触、身体・容姿・服装等への性的な言及（※当社は私服面接を導入していますが、容姿や服装等への性的な言及は厳禁とします）
- 性的経験、恋愛・交際等、採用判断に必要のない性的・私生活上の事項への不適切な質問・言及
- 私的な食事・飲酒・交際への執拗な誘い、性的な関係の要求
- 採用、内定、評価等の利益を示唆して性的な言動を受け入れるよう求めること、又は拒否を理由に不利益を示唆すること
- 採用活動で取得した連絡先・SNS アカウント等を私的な目的で利用すること

- 性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動や、本人の了解を得ない機微情報の暴露

5. 行為者への厳正な対処

当社は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行った者について、就業規則その他の社内規程に基づき厳正に対処します。採用活動に関与する労働者に対し、この方針及び対処の内容を周知・啓発します。

6. 採用活動ルール・相談体制

当社は、求職者等セクシュアルハラスメントを防止するため、面談等の時間・場所、実施体制、求職者等との連絡手段その他の採用活動ルールをあらかじめ定め、労働者及び求職者等に周知します。
また、求職者等からの相談を受け付ける窓口をあらかじめ定め、相談窓口担当者が適切に対応できる体制を整えます。具体的なルール、相談受付、事実確認、被害者への配慮、行為者への措置、再発防止等は「求職者等セクハラ防止・採用活動ガイドライン【社内用】」に定めます。

7. プライバシー保護・不利益取扱いの禁止

当社は、相談者、行為者、事実確認への協力者その他関係者のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨を労働者及び求職者等に周知します。
また、労働者が事実関係の確認等に協力したこと等を理由として、解雇その他の不利益な取扱いを行いません。
求職者等がセクシュアルハラスメントに関する相談を行ったこと自体を理由として、採用選考上不利益に取り扱うことは一切ありません。採否の決定は当社の採用基準に基づき公正に判断します。

8. 周知・啓発・見直し

本方針及び採用活動ガイドラインを、採用活動に関与する者（人事担当者、現場面接官、部門責任者・ユニット長、役員・管理職、リクルーター等）を含む全労働者へ周知・啓発します。採用担当者や面接官等には、必要な説明及びコンプライアンス研修を行います。
法令・指針の改正、採用方法の変更、相談事案等を踏まえ、本方針及び採用活動ガイドラインを必要に応じて見直します。

制定日：2026 年 10 月 1 日 主管部署：人事部